

温室効果ガス排出量検証報告書

エア・ウォーター株式会社 御中

1. 検証の対象

一般財団法人日本品質保証機構（以下、「当機構」という。）は、エア・ウォーター株式会社が作成した「Scope3 算定報告書」（以下、「算定報告書」という。）に記載された2024年度の温室効果ガス（GHG）排出量が、同社により作成された「Scope3 算定マニュアル（2025年4月1日改訂）」（以下、「算定ルール」という。）に準拠し、正確に測定、算出されていることについて第三者検証を行った。2024年度とは2024年4月1日～2025年3月31日までの期間をいう。

検証の目的は、算定報告書を客観的に評価し、同社のGHG排出量の算定の信頼性をより高めることにある。

2. 実施した検証の概要

当機構は、「ISO14064-3」に準拠して検証を実施した。本検証業務の対象活動範囲はScope3のGHG排出量13カテゴリ（カテゴリ1,2,3,4,5,6,7,8,11,12,13,14,15）とした。保証水準は「限定的保証水準」、重要性の量的判断基準値は検証対象の総排出量における5%とした。また、本検証業務の対象組織範囲はエア・ウォーター株式会社及び国内グループ連結子会社における全117社である。

検証では、現地検証に先立って、算定ルール等の確認のために統括検証を実施したのち、サンプリングにより、エア・ウォーター株式会社、エア・ウォーター・マテリアル株式会社、エア・ウォーター・グリーンデザイン株式会社、AW・ウォーター株式会社の国内4拠点にて現地検証を行った。現地検証では、各拠点における算定対象範囲、算定シナリオとアロケーションの確認、算定・集計体制の確認、排出量データについては根拠資料との突き合わせを行った。なお、現地検証の対象とした拠点の決定はエア・ウォーター株式会社が行った。

3. 検証の結論

検証の対象とした算定報告書のGHG排出量において、算定ルールに準拠せず、正確に算定されていない事項は発見されなかった。

4. 留意事項

算定報告書の作成責任はエア・ウォーター株式会社にあり、GHG排出量の検証の結論に関する責任は当機構にある。エア・ウォーター株式会社と当機構との間には、特定の利害関係はない。

東京都千代田区神田須田町一丁目25番地

一般財団法人日本品質保証機構

常務理事 浅田 純 男

